

特定歴史行政文書等の利用請求の制限対象となる情報

公文書管理法における制限対象（★を除く。）	引用条項	東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県(案)	本県情報公開条例における不開示事由該当条文
1 行政機関等から移管された特定歴史公文書等であって、次に掲げる情報が記録されている場合							
(1) 個人識別情報又は個人の権利利益侵害情報	行政機関情報公開法第5条第1号	○	○	○	○	○	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が侵害されるおそれがあるもの。 ただし①、②を除く。 ①法令により又は慣行として公開されるもの（予定を含む）。 ②公務員の職務遂行情報のうち、職、氏名、職務遂行の内容
(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの ①正当な利益を害するおそれがあるもの ②行政機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって公にしない条件が合理的であると認められるもの	行政機関情報公開法第5条第2号	○	○	○	○	○	法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。 ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危機から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要であると認められる情報を除く。
(3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの ①監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ②独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	行政機関情報公開法第5条第6号イ、ホ	○	○	○	○	○	県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの
(4) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報		(国防関係のため、自治体レベルでは規定なし)					
(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報		○	○	○	○	○	公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
★ (6) 法令秘の情報		○	○	○	○	○	法令の規定により公開することができないとされている情報

公文書管理法における制限対象（★を除く。）	引用条項	東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県(案)	本県情報公開条例における不開示事由該当条文
2 独立行政法人等から移管された特定歴史公文書等であって、次に掲げる情報が記録されている場合							
(1) 個人識別情報又は個人の権利利益侵害情報	独立行政法人等 情報公開法第5 条第1号						
(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの ①正当な利益を害するおそれがあるもの ②独立行政法人等の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供されたものであって公にしない条件が合理的であると認められるもの	独立行政法人等 情報公開法第5 条第2号						
(3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの ①国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ ②犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ③監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ④独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	独立行政法人等 情報公開法第5 条第4号イ～ ハ、ト						
3 国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合							
4 その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合		○			○	○	
5 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合		○	○	○	○	○	